

社会福祉法人 かつみ会

指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会（以下「事業者」という。）が開設する指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）事業所「特定施設エンゼルの丘」（以下「施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防特定施設入居者生活介護にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施にあつては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定施設入居者介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

3 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営にあつては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 名称 特定施設エンゼルの丘
- 二 所在地 埼玉県深谷市今泉625番地
- 三 定員 52人（*施設の総定員を表示する。）
- 四 居室数 47室（*施設の総居室数を表示する。）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者又は家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

三 介護職員 12人以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。また、特定施設入居者生活介護利用者へのサービス提供に支障が無い場合には、同一建物内併設施設であるケアハウスエンゼルの丘の入居者へサービス提供を行う場合がある。

四 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、嘱託医師へ利用者の健康状態について情報を提供し、保健衛生上の指導や看護を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

六 計画作成担当者 1人以上

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

七 栄養士又は管理栄養士 1人以上

栄養士又は、管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

八 調理員 当該特定施設入居者生活介護事業所に応じた適当数

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介助その他の日常生活の世話。
- 二 機能訓練及び療養上の世話。
- 三 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする。

(事業の利用料その他の費用の額)

第6条 事業の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

① 手厚い介護費

(30日間分費用)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8,744円	18,744円	33,935円	38,509円	43,795円	49,043円	54,423円

イ 1ヶ月あたり30日間以外の月は利用日数に基づいて日割り計算し、端数は切り捨てた額を請求するものとする。

ロ 外泊中や入院中は利用日数として算定しないものとする。

- ② 個別的な外出介助 利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物、旅行等の外出介助及び当該特定施設が定めた協力医療機関等以外の通院又は入退院の介助等に要する費用

1時間あたり1,600円

(車両を使用した場合は実費相当額を加算致します。)

- ③ 個別的な買い物等の代行 利用者の特別な希望により、当該特定施設において通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買い物等の代行に要する費用。

1時間あたり1,600円

- ④ 標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助 利用者の特別な希望により、週2回を超えた回数入浴の介助に要する費用

介護浴：530円/回 機械浴：1,000円/回

二 おむつ代 実費

三 ベッド使用料 日額(100円)

四 寝具代 日額(65円)*週1回シーツ交換。汚れた場合は随時交換。

五 洗濯代 日額(90円)

六 暖房費 月額(1,960円)*11月~3月のみ

七 理美容サービス 1,500円

八 その他日常生活上の便宜に関わる費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が介護用居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 ケアハウスエンゼルの丘における一般居室入居者は、次のような場合に介護専用居室及び一時介護室に入居し、指定特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)を受けることができるものとする。

- 一 要介護認定の結果、要介護または要支援の判定が行われ、利用者が介護専用居室への入居を希望した場合。
- 二 利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断した場合。
- 三 その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合。

(緊急時等における対応方法)

第8条 指定特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情処理)

第 9 条 指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 2 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第 1 3 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以

外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に従事する従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、ケアハウスエンゼルの丘の他の業務を行うことがある。

2 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回以上

三 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

四 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

五 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人かつみ会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

六 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行うと判断された場合には、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、理由、時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得てから行うこととする。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月1日から施行する。